

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月29日
【会社名】	株式会社ビーロット
【英訳名】	B-Lot Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮内 誠
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋二丁目19番10号
【電話番号】	03-6891-2525（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 遠藤 佳美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋二丁目19番10号
【電話番号】	03-6891-2525（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 遠藤 佳美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社は、平成30年3月28日の第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金39円

配当総額 150,154,446円

剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年3月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の整備を行うものであります。

取締役会の経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を目的として、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を5名以内から10名以内に増員するものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

宮内誠、長谷川進一、望月雅博、外川太郎、江崎憲太郎及び望月文恵を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

岡本康裕、苧坂隆及び岩本博を監査等委員である取締役に選任するものであります。

#### 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を年額400百万円以内とするものであります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬を年額30百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	29,059	29	-	(注)1	可決 (95.38)
第2号議案 定款一部変更の件	29,056	32	-	(注)2	可決 (95.38)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
宮内 誠	29,057	31	-	(注)3	可決 (95.38)
長谷川 進一	29,057	31	-		可決 (95.38)
望月 雅博	29,057	31	-		可決 (95.38)
外川 太郎	29,056	32	-		可決 (95.38)
江崎 憲太郎	29,056	32	-		可決 (95.38)
望月 文恵	29,053	35	-		可決 (95.37)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)3	
岡本 康裕	29,057	31	-		可決 (95.38)
芋坂 隆	29,056	32	-		可決 (95.38)
岩本 博	29,046	42	-		可決 (95.34)
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件	29,050	38	-	(注)1	可決 (95.36)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	29,050	38	-	(注)1	可決 (95.36)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上